

葛飾区特定不妊治療費助成事業についてのよくあるご質問

〈R5.5月現在〉

Q. 都の補助額で、かかった治療費がまかなえました。区に15万円を申請してもいいですか？

A. 実際にかかった治療費を超えての申請はできません。

例1) かかった治療費 - 都の補助額 = 残った負担額
25万円 - 25万円 = 0円

例1の場合、残った負担額が0円のため葛飾区への申請はできません。

Q. 申請額は15万円と書けばいいですか？

A. 申請額は必ず正確に記載してください！

葛飾区の制度は東京都の制度を利用しても残ってしまった負担額について助成します。

例2) かかった治療費 - 都の補助額 = 残った負担額
65万円 - 30万円 = 35万円

例2の場合、残った負担額35万円分に対して、1年度あたり15万円（男性不妊治療もあわせて受けた場合は20万円）を上限に申請していただけます。

例3) かかった治療費 - 都の補助額 = 残った負担額
35万円 - 30万円 = 5万円

例3の場合、残った負担額5万円が今回、区へ申請していただける額です。申請書にある「申請額」欄には50,000円と記載してください。

申請額に誤りがあった場合、ご自身で修正していただかなければなりません。そうすると、書類の再送や書き直しに手間と時間がかかり、思っていたより振込が遅かった・・・ということも起こり得ます。ご不明な点は子ども家庭支援課母子保健係（☎3602-1387）へお問い合わせください。

Q. 「1年度あたり」の年度ってなんですか？

A. 東京都の決定通知書に記載されている「助成対象年度」を基準にしています。

仮に「A年度〇回目」と表記されている場合は、区でも「A年度」として取り扱います。

東京都の決定を複数回受けている場合は、この年度が同じであれば、まとめて1枚の申請書で申請していただけます。

また、年度ごとに支給上限額はリセットされます。このため、仮に「A年度」として区の決定15万円（または20万円）を一度受けた方も、新たに治療を行い「B年度」に東京都の決定を受けた場合は、区へも「B年度」として新たに15万円（または20万円）を支給上限に申請していただけます。

Q. 何回申請できますか？

A. 1年度あたりの支給上限額を超えないかぎり、何度でも申請していただけます。

たとえば、1回目の申請で区の決定が15万円（または20万円）だった場合は、その年度の上限額に達しているため、同じ対象年度中に2回目の申請をしても支給額は0円（却下）です。

1回目の申請で区の支給決定が15万円（または20万円）未満だった場合は、残額を上限に2回目の申請が可能です。つまり、何度でも申請は可能ですが、同一申請者に支給できる額は1年度あたり15万円（または20万円）を超えることはありません。

Q. 東京都X区から葛飾区へ転入しました。転入前に受けていた治療でも、申請できますか？

A. 申請日に葛飾区に住民票があれば申請していただけます。

治療を受けていた期間や、都の決定を受けた日に区外にお住まいだった方でも、葛飾区にご転入してから申請する分は対象となります。なお、転入前の自治体から特定不妊に関する助成を受けたことがある方は要件を確認しますので、念のため子ども家庭支援課母子保健係（☎3602-1387）へご連絡ください。